

不利益処分一覧表 (福島県警察)

平成28年11月30日

条例名等	頁	条項名	処 分 の 概 要	処 分 権 者		処分基準
				原権者	委任先	
福島県青少年による テレホンクラブ営業 の利用を助長する行 為等の規制に関する 条例 [d 8-35]	A-1	14	利用カード販売業者に対する指示	2 1		○
	A-2	15	利用カード販売業者に対する営業停止命令	2 1		○
遊泳者及びプレジャー モーターボートの 事故防止等に関する 条例 [d 4-80]	B-1	7-1	海水浴場開設者に対する指示	2 1		ア
	B-2	15-1	プレジャーモーターボート提供業者に対す る指示	2 1		ア
	B-3	15-3	マリナー業者に対する指示	2 1		ア

【凡例】

1 法令名欄

	条 例	規 則		
明 治	(a)	(h)	}	[c 4 5 - 3]
大 正	(b)	(i)		
昭 和	(c)	(j)		
平 成	(d)	(k)		
				制定年
				法令番号

2 条項名欄

(条) (項) (号)
算用数字 —— 算用数字 ○つき数字

(例) 第25条第2項第1号 → 25-2①

3 処分権者欄

(区分)	(記入する数字)
福島県知事	「20」
公安委員会	「21」
警察署長	「22」

4 処分基準欄

記号

- ア 処分基準を定めるもの..... ○
- イ 処分基準を定めないもの.....
- (理由)
- (ア) 判断基準が「条例等の定め」に尽くされている基準であるから..... ア
- (イ) 処分の先例がなく、又は稀であって、処分基準を具体化することが困難であるから..... イ
- (ウ) 処分の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例等の定め以上に具体的な処分基準を定めることが困難であると認められるものであるから..... ウ
- ウ 処分基準を定めるが、脱法的行為を助長するおそれがあるため、当該基準を公にしないこととするもの..... エ